

# 市川市立北方小学校

## P T A 会 則(案)



本会則はR6. 4. 24の総会可決承認後に正式に運用されます。

(令和6年4月24日改正)

## 第一章 名称および会員

第1条 本会は市川市立北方小学校PTAと称し、事務所を学校内に置く。

第2条 本会の会員は北方小学校の児童の保護者（父母または、これにかわる保護者）と、本校に勤務する教職員で、本会の目的・方針に賛同する者をもって構成し、会員は平等の権利と義務を有する。

## 第二章 目的

第3条 本会は保護者と教職員がお互いに研修し合い協力して、児童の家庭・学校・社会における幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にそって前条の目的を達成する。

1. 本会は学級・学年を基盤とした運営を行う。
2. 市川市PTA連絡協議会と連携し、教育の充実に努める。
3. 本会の目的に合致する他の団体機関と協力する事ができるが、いかなる干渉・圧迫・支配もうけない。
4. 特定の政党・宗教・思想は支持せず、また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
5. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の立候補をしたり、候補者を推薦したりしない。
6. 学校教育活動を助けるために意見を出し合うが、学校の人事やその他、管理には干渉しない。

## 第四章 活動

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 教育懇談会・講演会・講習会等の開催。
2. 学校環境の整備・充実、および児童の校外活動の向上と安全をはかる。
3. 児童の保健衛生並びに学芸・体育の奨励。
4. 会報の発行。
5. 会員の研修と親睦をはかる。
6. 市川市PTA連絡協議会の事業に協力する。
7. その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

## 第五章 役員

第6条 本会の役員は次の通りとする。但し、総会にて承認された場合にはこの限りでない。

1. 名誉会長 1名（校長）
2. 会長 1名（保護者より）
3. 副会長 4 - 5名（保護者より3 - 4名・教職員より1名）
4. 書記 3名（保護者より3名）
5. 会計 3名（保護者より2名・教職員より1名）
6. 監事 1名（保護者より1名）
7. フェスティバル 4 - 5名（保護者より4 - 5名）

第7条 1. 役員任期は一年とし、総会時に改選する。但し同一の役職について一回に限り再任を妨げないが、役員選考委員会からの推薦があればこの限りではない。教職員役員はこの限りではない。

2. 任期途中で欠員が生じた時は、運営委員会の承認を得て補充する事ができ、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員任期は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理を努める。
3. 書記は各種会議の記録をとり、資料の整備・保管・通知・連絡をする。
4. 会計は本会の予算の執行調整を計り、金銭出納の責任を持ち、会計監査を受けて、総会に決算報告をする。
5. 監事は会計および活動を監査する。児童の給食等の管理をする。
6. フェスティバルは北方フェスティバルにおける会員が行う催し物の企画およびその実施をする。
7. 役員は役員会を構成し、会務運営の調整を行うことができる。

第9条 校長は名誉会長として、本会と学校運営の調整を行い、すべての会に参加して、意見を述べる事ができる。

## 第六章 総会

第10条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関で、年度始めに開催する。

次のことは総会に付議しなければならない。

1. 前年度活動報告・会計決算報告の件。
2. 本年度の役員承認の件。
3. 本年度活動計画案・予算案の件。
4. 会則の改正・その他、重要事項の審議・決定の件。

第11条 総会は書面開催し、会員の二分の一以上で成立する。

第12条 臨時総会は必要に応じ会長が招集する。但し会員の五分の一以上の要求があった場合は開かなければならない。

第13条 総会の議事は会員の過半数で決定する。

## 第七章 運営機関

第14条 運営機関は次の組織により活動する。

### 運営委員会

1. 運営委員会は本会の執行機関であり、本会の目的と方針に基づいて企画運営し、総会等に提出する議案と執行の調整をはかる。
2. 役員・学年委員長・専門委員長により構成される。  
委員長が事故ある時は委員長に委任を受けた委員がこれに代わる。
3. 運営委員会は定期的に開く。但し必要に応じて会長が臨時に招集する事ができる。
4. 運営委員会は構成員の二分の一以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数により決定する。

### 学年委員会

1. 各学年に学年委員会を置く。
2. 各学級委員長と学級担任により構成される。
3. 学年・学級相互の連絡調整を計り、事業執行にあたる。
4. 学年委員会は学年・学級の運営を円滑にするために、学年教師代表と学年委員長が協議の上随時招集する。また、学級委員長会を開くことができる。

### 学級会

1. 各学級に学級会を置く。
2. 学級を単位とした集会で、学級の会員と学級担任とで構成される。
3. 学級会の運営を円滑にするために、学級担任と協議の上、学級委員長が随時招集する。

### 専門委員会

1. 専門委員長・学級選出の委員、並びに担当教職員により構成される。
2. 本会の事業を円滑に推進させるために、委員長が随時招集し、各部門に別れて調査・研究・立案し事業を推進する。
3. 専門委員会は、会報委員会・安全整備委員会の二部門とする。

第15条 学年委員会の活動は次の通りとする。

1. 学年の活動計画に関する事項。
2. 学年・学級相互の連絡調整に関する事項。
3. 学年・学級PTAの向上に関する事項。
4. 会員の保健衛生に関する事項。
5. 会員の連絡に関する事項。

第16条 専門委員会の活動は次の通りとする。

### 会報委員会

1. 会報の編集・発行に関する事項。
2. その他、広報活動に関する事項。

### 安全整備委員会

1. 児童の校外生活・交通安全等の校外指導に関する事項。
2. 地区子供会の連携に関する事項。
3. 学校環境の整備・充実に関する事項。

## 第八章 役員・委員の選出

- 第17条 学級委員の選出は次の通りとする。
1. 話し合いにより、学級委員長および各専門委員会に属する委員を選出する。
  2. 学級委員長は学級の代表として学年委員会に属する。
  3. 学級内で役員に就任した者が学級委員であった場合は、新たに学級委員を選出する。
- 第18条 学年委員長の選出は次の通りとする。
1. 学年委員長は学級委員長の中から選出する。但し再任は妨げない。
  2. 学年委員長は学年の代表として運営委員会に属する。
- 第19条 専門委員長の選出は次の通りとする。
1. 専門委員長は専門委員会において互選により選出する。但し再任は妨げない。
  2. 専門委員長は専門委員会の代表として運営委員会に属する。
- 第20条 役員を選出は年度末に行い、次の通りとする。
1. 役員候補を、各学年（1年から4年）より1名以上選出することができる。
  2. 役員候補者の選考は、特別委員会の役員選考委員会が行う。
- 第21条 役員・委員が公職選挙に立候補する場合は、6箇月前にその任を辞する。

## 第九章 特別委員会

- 第22条 特別委員会は次の通りとする。
1. 特別委員会は、本会全体の円滑な運営を遂行するため会長の要請により設置することができる。例、周年記念行事実行委員など。
  2. 特別委員会の設置は、総会時に承認を得て、運営委員会の委嘱を受け執行する。
  3. 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席することができる。
  4. 役員選考委員会は別に定める。

## 第十章 会計

- 第23条 本会の経費は会費およびその他の収入で支弁する。会費の額は総会の承認を得る。
- 第24条 会費は一世帯1箇月400円を、年1回定められた月に口座引き落とし納入する。
- 第25条 会費の引き落とし手数料を1回10円とする。
- 第26条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第十一章 雑則

- 第27条 本会則のほか、会の運営上必要な事項は運営委員会の議を経て、内規等を定める事ができる。

## 附 則

1. すべての会議・帳簿は公開である。
2. 本会則は総会において、出席者全員の三分の二以上の賛成により改正することができる。
3. 本会則は昭和49年11月30日より施行する。
4. 本会則は昭和53年2月4日の臨時総会において、第21条を改正する。
5. 本会則は昭和53年5月20日の総会において、第24条を改正する。
6. 本会則は昭和55年12月12日の臨時総会において、一部の条項を改正する。
7. 本会則は昭和61年5月9日の総会において、第21条・第1項を改正する。
8. 本会則は昭和62年4月30日の総会において、第24条を改正する。
9. 本会則は平成元年4月24日の総会において、第10条・第24条を改正する。
10. 本会則は平成4年11月28日の臨時総会において、字句および一部の条項を追加および改正する。
11. 本会則は平成8年4月25日の総会において、字句および一部の条項を追加および改正する。
12. 本会則は平成12年4月21日の総会において、第7条・第1項を改正する。
13. 本会則は平成20年4月26日の総会において、第15条・第17条・第18条・第21条・第23・24・25・26条を改正し、平成20年4月1日より施行する。
14. 本会則は平成24年4月27日の総会において、字句および一部の条項を追加および改正する。
15. 本会則は平成30年4月20日の総会において、第8・14・17・18・19・24条を改正する。
16. 本会則は令和4年4月22日の総会において、第14・15・16条を改正、第25条の追加をする。
17. 本会則は令和5年4月26日の総会において、第11・13・14・15・16・20・24条を改正、第6・8条の一部の条項を追加および改正する。
18. 本会則は令和6年4月24日の総会において、第6・8条の一部の条項を改正、第22条の一部の条項を追加する。

## 役員選考委員会に関する細則

### 第1条 目的

本細則は北方小学校PTA会則第五章および第八章第20条の遂行を円滑にするために設けるものである。

### 第2条 委嘱および任期と解任

1. 本委員会はPTA運営委員会の委嘱を受け、発足する。  
任期は発足より新役員の決定までの全ての任務を完了した時点で解任する。
2. 自薦他薦に関わらず、候補者となった場合は解任する。  
新たに学級より役員選考委員を選出することができる。

### 第3条 構成および任務

1. ①本委員は学級長から1名選出する。但し5・6年生を除く。  
②各学級から1名・役員若干名・教職員代表1名をもって構成し、委員長・副委員長・書記の各1名を選出する。
2. 本委員会は役員候補を推薦することができる。
3. 本委員会の任務は、候補者の調整を行い、推薦された候補者の同意を得て役員候補者を決定する。
4. 役員候補者の推薦、立候補を含めて定員を超えた場合は、役員選考委員会において調整し、役員候補者を決定する。

### 第4条 役職の決定および承認について

1. 本委員会は役員選考委員会を開催し、役員候補者の役職の決定は、候補者相互の話し合いにおいて調整し、役員選考委員会の案として総会に提出する。
2. 役員候補者の役職の決定は、候補者の同意を得て紙面をもって全会員に公示する。

### 第5条 予算

本委員会の経費は会議費より支出する。

### 第6条 細則の改正

本細則に基づき役員選考委員会を運営し、その結果、改正点が指摘された場合、運営委員会で検討し改正することができる。

### 第7条 発効

1. 本細則は昭和54年1月18日より発効する。
2. 本細則は昭和62年7月1日に改正する。
3. 本細則は平成4年11月28日の臨時総会において改正する。
4. 本細則は平成20年4月26日の総会において第2条・第3条・第4条改正し、第5条を削除し、平成20年4月1日より施行する。
5. 本細則は平成24年3月1日の運営委員会において第2条改正し、平成24年3月1日より施行する。
6. 本細則は令和5年4月26日の総会において第3条を改正する。

## 慶弔規程

1. 結 婚 3,000円 対象 (教職員)
2. 出 産 3,000円 対象 (教職員・会員)
3. 死 亡 5,000円 対象 (児童・会員)
4. その他、特別の場合は、役員会において協議の上、慶弔および見舞を行う事ができる。

### 附 則

- ・この規程は、平成24年3月1日一部改正し、平成24年3月1日より施行する。
- ・本規定は、令和5年4月26日の総会において改正し、令和5年4月26日より施行する。

## 表彰規程

1. この規程は、北方小学校のPTAの発展に寄与し、特に功績のあった者に行う表彰の基準について定めるものとする。
2. 表彰は、PTA会員として、PTA活動に関して功績が顕著な者に行う。
3. 表彰は、表彰状または感謝状を授与して行う。この場合に記念品をあわせて授与することができる。
4. 表彰を受ける者、および授与を行う日程については、運営委員会にて決定する。
5. PTA保護者会員以外の個人または団体が、本校教育ならびに本PTAに対し協力し、特に功績が顕著であったときは、表彰または感謝状の贈呈を行うことができる。この場合3.4項の規程を準用する。
6. この規程は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

### 附 則

- ・本規程は平成24年3月1日より施行する。
- ・本規程は平成25年12月5日の運営委員会において一部改正し、平成25年12月5日より施行する。
- ・教育委員会の規程により教職員の表彰は行わない。



- 1 -

- 2 -

- 3 -

- 4 -

- 5 -

- 6 -

- 7 -

- 8 -

- 9 -

- 1 -

- 2 -

- 3 -

- 4 -

- 5 -

- 6 -

- 7 -

- 8 -

- 10 -

- 11 -